

所 報

た ま じ む

平成 28 年 7 月 1 日
第 1 号

東京都多摩教育事務所
〔東京都立川市錦町 4-6-3〕
Tel 042-524-7222
Fax 042-528-0985

多摩地区の学校教育の充実を目指して

東京都多摩教育事務所長
黒 田 則 明

東京都多摩教育事務所指導課は、「市町村教育委員会の施策の実現に向けた積極的な支援及び都の施策の推進を通して、多摩地区の公立小・中学校における教育の充実を図る」ことを組織目標に掲げています。今年度も、多摩地区の教育委員会や学校と一層の連携を図りながら、学校教育の質の向上に資する価値ある情報を発信し、多摩地区の学校教育の充実を図っていきたくと考えています。



さて現在、人工知能や情報通信技術の発展、グローバル化による国境を越えた市場の形成などにより、社会の仕組みが地球規模で急速に変化する時代を迎えていると考えられます。子供たちが将来に渡って豊かさを楽しむためには、従来からの延長線上ではなく、これまでにない新たな視点で社会の変化に対峙し、一人一人が自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要です。

そのためには、何よりも意欲、主体性、積極性が重要だと考えます。

また、学校教育において、答えのある問題を効率的に解く力を育むだけでは不十分です。子供たちが自ら意欲的に、課題を設定し、もてる知識とスキルを最大限に活用して、時には不足する情報を探し当てながら、他者と協働して、新たな価値を創造する能力を身に付けることが不可欠です。

平成27年8月、中央教育審議会は、次期学習指導要領の改訂に向けて、「教育課程企画特別部会における論点整理（報告）」をとりまとめました。そこでは、これからの時代に求められる資質・能力の育成に向けて、アクティブ・ラーニングとカリキュラム・マネジメントの二つの大きな柱が示されました。

各学校においては、学校や地域の実態に基づき、教育課程を核に、授業改善及び組織運営の改善に一体的・全体的に迫ることのできる組織文化の形成を図り、アクティブ・ラーニングとカリキュラム・マネジメントを連動させた学校経営を展開していくことが求められます。

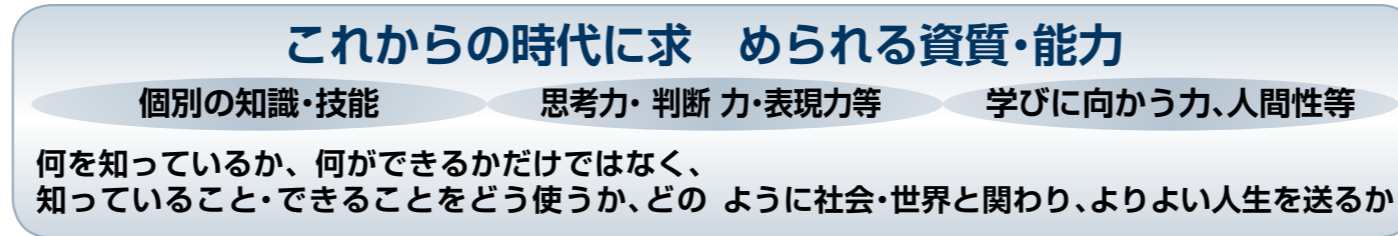
所報「たまじむ」では、多摩地区の教育委員会及び学校の先進的な取組や喫緊の教育課題を踏まえた都の施策等の取組について、教員の指導力及び学校の教育力の向上のために活用できる情報を発信していきます。是非、所報「たまじむ」の活用を通して、日々の指導内容・方法について振り返るとともに、各学校における教育目標を実現するための方策を構築する際に、参考にしていただきたいと思います。

| ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇ | |
|--|-----|
| 【巻頭言】 多摩地区の学校教育の充実を目指して…………… | 1 |
| 【特集①】 これからの時代に求められる資質・能力の育成 -カリキュラム・マネジメントを通して- …… | 2～3 |
| 【特集②】 アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善…………… | 4～5 |
| 【特集③】 学校における合理的配慮の進め方 -合理的配慮を進める上で重視したい視点- …… | 6～7 |
| 【情 報】 平成 28 年度東京都多摩教育事務所指導課の主な事業紹介 …… | 8 |

本号については、東京都多摩教育事務所のホームページからダウンロードできます。
 ファイルの形式はPDFです。 <http://www.tamajimu.metro.tokyo.jp/>

これからの時代に求められる資質・能力の育成 —カリキュラム・マネジメントを通して—

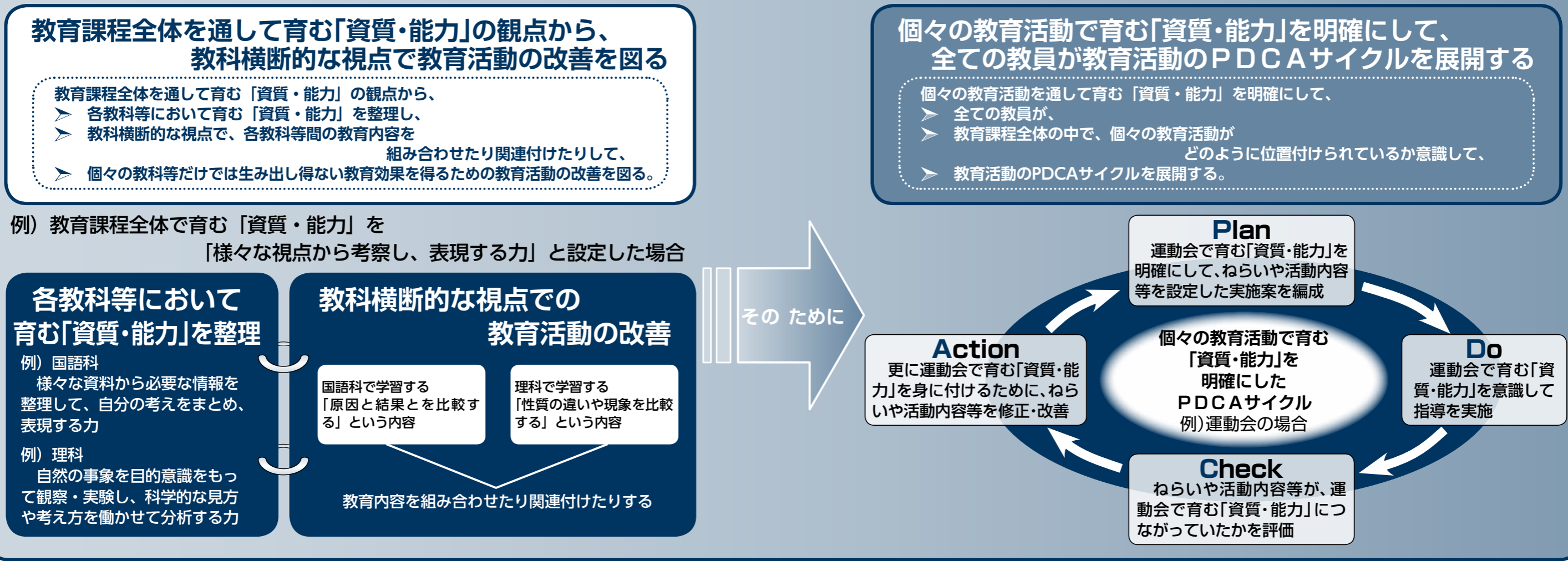
- ◆ これからの時代に求められる資質・能力を子供たちに育むために、次期学習指導要領の改訂の方向性として、「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」の二つの柱が示されています。
- ◆ カリキュラム・マネジメントの取組の視点から見ると、これまでも各学校では、総合的な学習の時間を中心とした教科横断的な指導や、学校評価を中心とした教育課程の編成・実施・評価・改善に取り組んできました。



**学校の教育目標
(教育課程全体を通して育む「資質・能力」の焦点化)**

- ◆ しかし、今後は、教育課程全体を通して子供たちに育む「資質・能力」を焦点化し、その育成を図るために、教科横断的な視点で教育内容を組み合わせたり関連付けたりして、教育活動の改善を図ることが求められます。また、そのためには、全ての教員が、個々の教育活動を展開する際に、子供に育む「資質・能力」を常に意識して、カリキュラム・マネジメントを推進することが重要です。
- ◆ そこで本特集では、これからの時代に求められる資質・能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメントに着目し、二つの取組について提案します。

学校の教育目標の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの推進



本特集の活用例 ○ 校内研修会資料 ○ 教科等研究会資料 ○ 校長会及び副校長会資料 ○ 各種主任会資料 など

本特集については、今年度の多摩地区教育推進委員会において事例を開発して報告します。

〔参考資料〕 ① 教育課程企画特別部会論点整理（文部科学省教育課程企画特別部会 平成27年8月26日） ② 教職研修（平成27年6月 号） ③ 初等教育資料（平成28年4月号）

アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善

次期学習指導要領が目指す育成すべき資質・能力を育むためには、各教科等における習得・活用・探究の学習過程全体を見渡しなが、「深い学び」「対話的な学び」「主体的な学び」といったアクティブ・ラーニングの三つの視点に立ち、子供たちの学び全体を改善することが大切です。課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びへの改善が図られることにより、子供たちは各教科等の学習内容の理解を深めながら、育成すべき資質・能力を身に付けていくことができます。本特集では、アクティブ・ラーニングに関して寄せられる主な疑問にお答えするかたちで、授業改善の視点と実践例について紹介します。

Q. 身に付けた知識や技能を活用できるようになるためには、どのような学びが有効ですか。

A. 教科固有の知識や技能を習得したり、実際に活用して問題解決に向けた探究活動を行ったりする深い学びの過程を通して、身に付けた資質・能力を活用・発揮できるようにすることが大切です。

Q. “言語活動＝（イコール）アクティブ・ラーニング”と言えるでしょうか。

A. アクティブ・ラーニングは活動ではなく、子供の学びの姿です。言語活動を手段とし、子供一人一人が自分の考えを広げ深める対話的な学びの過程を通して、必要な資質・能力を身に付けることが大切です。

Q. 主体的な学びとは、“興味をもって積極的に取り組む姿”と捉えてよいでしょうか。

A. 興味をもち積極的に取り組む姿にとどまらず、見通しをもつ、身に付けた力を自覚・共有する、学習の成果を次の学習につなげるといった姿を引き出すことが大切です。

授業改善の視点

具体的な手だての例

実践例（平成27年度東京都多摩地区教育推進委員会の事例より）

深い学びの過程の実現 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程を実現する。

- ◆ 知識や技能を習得したり、問題解決に向けた探究活動で実際に活用したりする。
- ◆ 各教科等の特性に応じて育まれる「見方や考え方」を働かせて、思考・判断・表現し、「見方や考え方」を成長させながら、資質・能力を獲得していく。
- ◆ 既習内容を用いたり、「見方や考え方」を働かせたりしながら、思考・判断・表現する場面を設定する。
- ◆ 必要な知識は端的に教え、考えるためのヒントを与える。

【中学校第2学年 英語科「助動詞」】
学習した助動詞を適切に用いて、他国からの転入生に学校生活について分かりやすく伝える文（アドバイス）を考える。

- ◇ 助動詞の知識を用いて問題解決に取り組む探究活動を設定
- ◇ アドバイスを考える場面では、答えではなく多様な表現方法についてのヒントを提供

<子供の姿> 学校生活に関するアドバイスを考えるという探究活動を通して、生徒一人一人が助動詞の意味や用い方に関する理解を深めることができた。



対話的な学びの過程の実現 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程を実現する。

- ◆ 多様な表現を通じて対話し、思考を広げ深める。
- ◆ 対話を通して、身に付けた知識や技能の定着を図り、多面的で深い理解を促す。
- ◆ 考えが異なる者同士の対話を通して、解決策等を導き出す話し合いの場面を設定する。
- ◆ 対話を通して、自分の考えを吟味する場面を設定する。

【中学校第2学年 総合的な学習の時間「地域に貢献しよう」】
生徒と地域の人が、それぞれの立場から様々なアイデアを出し合い、共に避難所運営計画を考える。

- ◇ 地域の方や保護者から「教わる」のではなく、「共に考える」といった相互作用的な話し合い活動を設定
- ◇ 他のグループと情報交換し、計画を見直す活動を設定

<子供の姿> 「中学生」「地域の大人」という立場を越えて、避難所運営計画の立案について、互いの意見を取り入れながら合意形成を図ることができた。



主体的な学びの過程の実現 子供たちが見通しをもって粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程を実現する。

- ◆ 「何ができるようになるのか」等、学習のゴールを見据える。
- ◆ 学習活動を自ら振り返って意味付けたり、獲得された知識・技能や育成された資質・能力を自覚したり共有したりすることで、次の学びにつなげる。
- ◆ 実社会や実生活に関わる主題に関する学習を取り入れ、活動の目的や、活動を通して身に付ける力とは何かを意識して取り組めるように促す。
- ◆ 学習の終末に、学んだことを活用したり、新たな疑問について振り返ったりする場面を設定する。

【小学校第2学年 生活科「おもてなし名人になろう」】
家族をもてなすことを目的に、茶道体験を通して「おもてなし」の意味について考える。また、茶道体験を生かして家族をもてなす。

- ◇ 活動の目的を明確にもって取り組む体験活動を設定
- ◇ 茶道体験を通じた学びを次の活動に生かす指導計画を立案

<子供の姿> 茶道体験を通して「おもてなし」の意味について考えを深めた上で、その学びを生かして家族をもてなした。また、家族の喜ぶ姿を見て「おもてなし」の意味の理解を一層深めることができた。



《子供の姿》学習内容の深い理解、資質・能力の獲得、学習への動機付け等

本特集の活用例 ○ 週ごとの指導計画の作成 ○ 校内研修会 ○ 市町村教育委員会主催の研修会 など

〔参考資料〕① 教育課程企画特別部会論点整理（文部科学省教育課程企画特別部会 平成27年8月26日）② アクティブ・ラーニングの視点と資質・能力の育成との関係について（文部科学省教育課程部会 総則・評価特別部会 平成28年3月14日）③ 資質・能力〔理論編〕（国立教育政策研究所 平成28年1月）

学校における合理的配慮の進め方 — 合理的配慮を進める上で重視したい視点 —

◆ 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。法律では、**障害を理由とした不当な差別的扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する具体的な障壁について、本人の求めに応じて、合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを義務付けています。**

◆ 学校では、当該の子供や保護者等から意思の表明（申出）があった際は、その実施に伴う負担が過重でないときには、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その障害の特性や必要性に応じて、合理的配慮を行わなければなりません。本特集では、学校が合理的配慮を進める上で重視したい視点を基に、合理的配慮の進め方について紹介します。

合理的配慮って どういうこと？

障害のある子供は、ある一つの目的について、障害の特性に応じて、障害のない子供等とは**「異なる方法」**を取ることによって、障害があっても、障害のない人と平等の結果を得られるようになります。

障害のある人が直面する障壁を取り除くため、「異なる方法」を取るようになることが合理的配慮です。

こんな不安ありませんか

合理的配慮って、何をすればいいのかな。

本人や保護者の意向をどのように受け止めたらいいのかな。

どのように進めていけばいいのかな。

学校だけで進めていけるのかな。

今の私の学校で、どれくらいのことのできるのかな。

体制面、財政面で考えると、学校だけでできるのかな。

◆ 視点1 「本人及び保護者の意思の表明（申出）を受け止めること」

本人及び保護者の意思の表明（申出）に対して、「できません」と即答することは、不当な差別的扱いとみなされる可能性があります。まずは、**意思の表明（申出）を受け止め、何ができるか、又は、できない場合はどうしていくかなど、必要な合理的配慮は何か検討していきます。**

◆ 視点2 「学校、本人及び保護者、教育委員会等が十分な対話を行うこと」

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、全てが同じよう**学校及び設置者は、本人及び保護者と対話していく中で、合理的配慮の観点を踏まえて決定します。**

◆ 視点3 「現在の学校の環境整備を把握しておくこと」

現在、それぞれの学校によって、基礎的な環境の整備状況は異なります。学校は、まず、**自分の学校でどこまでの環境が整備できているかを確認しておく必要があります。**

合理的配慮の決定・提供

◇ 本人・保護者からの意思の表明（申出）^{※1}を受け、個々の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定します。

- ① 学習上又は生活上の困難等の正確な状態の把握
- ② 学校生活支援シート（個別的教育支援計画）の作成
- ③ 可能な限り合意形成^{※2}を図った上で、合理的配慮の決定
- ④ 合理的配慮の提供

※ その際、本人及び保護者に柔軟に見直しが可能なことを周知する。

合理的配慮の評価・見直し

◇ 子供が十分な教育が受けられているかという観点から評価します。さらに、一人一人の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しを行います。

- ① 子供が十分な教育が受けられているかという観点からの評価の実施
- ② 教育相談や個別的教育支援計画に基づく
関係者による会議等の定期的な実施
- ③ 再度、現在必要とされている合理的配慮は何か、
何を優先して提供するかなどの共通理解
- ④ 柔軟な見直し

※1 意思の表明がない場合であっても、子供にとって必要であるならば、学校から配慮できることについて働きかけるなどの対応が大切です。（建設的対話）
※2 設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましいとされています。

建設的対話

◇ 合理的配慮の方法は、一つではありません。意志の表明（申出）のあった方法でも、お互いがもっている情報や意見を伝え合い、建設的な対話に努めることで、目的に応じて代替となる手段を見付けていくことが大切です。

合理的配慮の観点（例）

【三つの観点】

（1）教育内容・方法

- ・ 子供がもっている力をうまく使いながら、学習をより効果的にできるように指導の配慮。指導方法のほか、教材や内容の調整。
- ・ 障害のある子供は、障害のない子供に比べ、学習機会や体験が限定的になりがちのため、機会確保も重要な視点。

（2）支援体制

- ・ 経験の豊富な教員を配置したり、地域専門的な知識のある方に補助に入ってもらったり、教員が研修会に参加して専門性を高めたりする方法。
- ・ 教員だけでなく、子供やその保護者、地域の人々への理解啓発も重要。
- ・ 災害時の避難計画において障害のある子供への配慮を加えた計画の策定。

（3）施設・設備

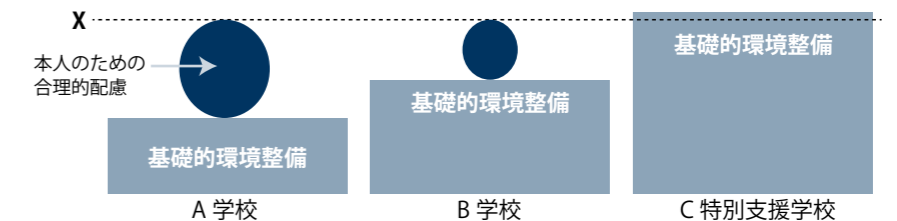
- ・ 校内環境のバリアフリー化や、障害のある子供に配慮した空間づくり。
- ・ 災害を想定した施設・設備の拡充。

基礎的環境整備

基礎的環境整備には、「市町村教育委員会等が行う基礎的環境整備」及び「学校内における基礎的環境整備^{※3}」に整理できます。

◇ 合理的配慮の基礎となる環境整備です。それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なります。

（例）ある本人及び保護者から「X」という意思の表明（申出）を受けた場合



学校によって基礎的環境整備は異なることから、意思の表明（申出）の内容によっては学校にとって過度の負担となり、提供できなくなることもあります。しかし、**建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応することが重要です。**

また、子供の実態に応じた適切な指導と必要な支援を受けられるようにするためには、**本人及び保護者の理解を得ながら、必ずしも通常の学級で全ての教育を行うのではなく、通級による指導や特別支援学級等と連携しながら、多様な学びの場を活用した指導を柔軟に行うことも必要です。**

※3 学校が行える基礎的環境整備（例）
校内の支援体制づくりの工夫、子供に関する情報共有の仕組みづくり、分かる授業やユニバーサルデザインの考えに基づいた校内研修や授業研究、交流及び共同学習の充実、教育相談・生活指導の工夫

本特集の活用例 ○ 校内研修会 ○ 市町村教育委員会主催の研修会 ○ 保護者会 など

※ 「合理的配慮の観点」、「基礎的環境整備」の詳しい情報は、参考資料②を御覧下さい。

【参考資料】 ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（内閣府 平成28年4月） ② 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 報告（中央教育審議会 平成24年7月23日）
③ 特別支援学級における合理的配慮（初等教育資料 平成28年3月） ④ 障害者差別解消法ハンドブック 都立学校版（東京都教育委員会 平成28年3月） ⑤ 共に学び合うインクルーシブ教育システム構築に向けた児童生徒への配慮・指導事例（国立特別支援教育総合研究所 平成26年1月）

平成28年度 東京都多摩教育事務所指導課の主な事業紹介

1 東京都多摩地区教育推進委員会（通称「多摩推」）

研究主題 **これからの時代に求められる資質・能力の育成** －カリキュラム・マネジメントを通して－


今年度の多摩推は、次期学習指導要領の改訂を踏まえて、「何を学ぶのか」に着目し、「資質・能力」の育成に向けて、どのように教育課程を編成・実施・評価・改善していくかという「カリキュラム・マネジメント」の在り方について、教科横断的な視点からの教育活動の改善や、個々の教育活動で育む「資質・能力」を明確にして全教職員によるPDCAサイクルを展開する取組を提案します。

報告会
 日時 平成29年2月16日(木)
 午後2時から午後4時45分まで
 (予定)
 会場 たましんRISURUホール
 (立川市錦町3-3-20)


2 東京都多摩教育事務所の研修モデルプラン NEW

東京都多摩教育事務所では、東京都の教育課題の解決に資する次の研修モデルプランを新たに企画しました。


アクティブ・ラーニング
子供の学びの在り方からの授業づくり
 【内容例】
 1 主体的・協働的な学びとは
 2 アクティブ・ラーニングを促す授業改善の視点
 3 アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた実践事例の紹介
 <演習>
 4 アクティブ・ラーニングの視点に立った授業づくり




平成27年度「多摩推」の報告
子供が主体的・協働的に学ぶための指導の工夫
 【内容例】
 1 これからの時代に求められる資質・能力
 2 実践事例の紹介
 3 効果的な指導の工夫
 <演習>
 4 効果的な指導の工夫を生かした授業づくり



オリンピック・パラリンピック教育
教科等との関連を図ったオリンピック・パラリンピック教育の充実
 【内容例】
 1 オリンピック・パラリンピック教育とは
 2 目指す五つの資質
 3 具体的な進め方
 <演習>
 4 教育活動の見直しと年間指導計画の作成



「特別の教科 道徳」の先行実施
「考え、議論する道徳」の実施に向けて
 【内容例】
 1 「特別の教科 道徳」の実施の背景
 2 先行実施の内容
 3 授業改善のポイント
 <演習>
 4 改善のポイントに基づいた授業づくり



上記の研修モデルプラン以外の研修も行っています。是非、御相談ください。Tel 042-524-7222 (指導課直通)

| 職名 | 氏名及び担当 | 職名 | 氏名及び担当 |
|--------|---|-----------|--------------------------|
| 指導課長 | 相原 雄三：学校経営、社会 | 併任指導主事 | 重末 祐介(日の出町)：国語 |
| 統括指導主事 | 浅野あい子：学校経営、算数、国語 | | 田中 暁(檜原村)：体育、保健体育 |
| 指導主事 | 大久保順子：技術・家庭 濱田 昌也：算数・数学 堀合 葉子：算数、道徳 宇野 直人：国語 | 教育専門員 | 村井 恒：算数・数学 |
| | | | 飯田 薫：国語 |
| | | | 菊池 春海：社会 |
| | | 学校教育指導専門員 | 對馬伸一郎：新任指導主事等の支援 富田 広 |

次号予告 「たまじむ」第2号 11月1日発行予定

特集① カリキュラム・マネジメント（多摩推中間報告）
 特集② アクティブ・ラーニングⅡ
 特集③ 英語教育の推進－小学校における英語の教科化に向けて－
 特集④ オリンピック・パラリンピック教育の取組紹介
 ※ 特集については変更する場合がありますので、御了承ください。